

常 盤 会 会 則

(総則)

- 第1条 本会は、学校法人矢谷学園鳥取城北高等学校同窓会と称し、常盤会と通称する。
- 2 本会の事務局は、学校法人矢谷学園鳥取城北高等学校（以下「本校」という。）内に置く。

(目的)

- 第2条 本会は、会員相互の親睦と本校の向上発展を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 総会の開催
 - (2) 会報の発行、ホームページ等による広報
 - (3) 母校における教育活動の後援、支援
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 本会は、次の各号に掲げる者であって、次条の入会金を納入した会員を構成員として組織する。
- (1) 会員 本校の卒業生
 - (2) 特別会員 本校の職員及び本校の職員であった者
- 2 本会は、常盤会会員名簿（以下「名簿」という。）を作成し、事務局に備え置くものとする。
- 3 会員及び特別会員は、住所その他名簿記載の事項に異動があるときは、速やかに事務局に通知するものとする。
- 4 名簿は、前項の通知をもとに、1年に1回更新するものとする。
- 5 名簿作成のために収集された会員及び特別会員に係る個人情報は、事務局において適切に管理し、本会の運営に関してのみに利用できるものとし、それ以外の目的に使用してはならないものとする。

(入会金)

- 第5条 本会に入会しようとする者は、総会において別に定めるところにより、入会金を納入するものとする。

(総会)

- 第6条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定

- (2) 役員を選任
 - (3) 決算の承認
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他重要事項の決定
- 2 定期総会は毎年8月15日直後の日曜日に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 総会は、会長が招集する。
 - 4 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行う。
 - 5 総会の議長は、総会において選出する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 会計 2名
 - (4) 監査 2名
 - (5) 幹事 若干名
 - (6) 常任幹事(幹事長を含む。) 若干名
- 2 役員任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は再任されることができる。
 - 4 役員は、次のとおり選出する。
 - (1) 会長は、総会で決定する。
 - (2) 副会長、会計及び監査は、会長の推薦により、総会で決定する。
 - (3) 幹事及び常任幹事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 5 会長に事故があるとき、会長が欠けたとき、又は会長がその職責を果たせないと役員会で認められ、解任されたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理した副会長は、直後の総会において代理して行った職務の内容を報告するものとする。
 - 6 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の承認を得て会長が解任する。ただし、緊急やむを得ないときは、役員会の承認を得て会長が解任できるものとする。この場合においては、解任直後の総会において報告するものとする。
 - (1) 本会の名誉又は信用を著しく失墜した場合
 - (2) 会長又は役員会の指示に従わなかった場合
 - (3) 心身の故障により職務遂行に耐えられないと認められた場合

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 幹事は、卒業年次ごとに組織し、本会の重要事項を審議するとともに、卒業年次の事務を分掌する。
- 4 常任幹事は、会長の委嘱により若干名で組織し、企画審議及び会務の運営を行う。
- 5 幹事長は、常任幹事の中から1名選出するものとし、選出は各年度の第1回の役員会で行うものとする。
- 6 幹事長は、常任幹事及び幹事のとりまとめを行う。
- 7 会計は、本会の会計を担当する。
- 8 監査は、会計を監査するとともに、会長の委嘱により、本会全体の運営状況について監査し、改善が必要と認めるときは会長に通知し、役員会の開催と運営状況の改善を提案することができる。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の各号に掲げる者の中から役員会が推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (1) 本会及び本校の発展に著しく功績があったと認められる者
 - (2) 本会の活動に著しく功績があったと認められる者
- 3 顧問は、会務執行に関して、会長その他の役員求めに応じ必要な助言を行う。
- 4 顧問の任期はこれを特に定めない。

(役員会)

第10条 役員会は、役員³分の2以上の請求があったとき、又は会長が必要と認めるときに開催するものとし、会長がこれを招集し、議長となるものとする。

- 2 会長が前項の規定に基づく請求があったにもかかわらず、当該請求の日から10日以内に役員会を招集しなかったときは、監査が会長の職務を代行するものとする。
- 3 役員会の決議は、総役員³の過半数が出席した上で、出席した役員³の過半数をもって行う。
- 4 第2項及び前項の規定により招集された役員会に出席できない役員が、委任状(別記様式)を当該役員会に提出した場合は、当該役員会に出席したものとみなす。この場合において、委任状に代理すべき者の氏名が記載されていなかったときは、前項の議決権の行使について、会長に一任されたものとみなす。
- 5 役員会に出席できない役員であって、前項の委任状を提出できない者が、次の(1)～(3)の項目を記載した電子メールを事務局宛てに送信したときは、当該者が役員会に委任状を提出したものとみなす。
 - (1) 役員会の開催日時
 - (2) 代理人の役職及び氏名
 - (3) 欠席する役員³の役職及び氏名
- 6 事務局の長は、前項の規定により事務局宛ての電子メールを受信したときは、当該役員会の議長なるべき者に対し、当該役員会開催前に、当該電子メールを印字したものを提示し、報告するものとする。

(委員会)

第11条 会長は、第3条に定めた事業を遂行するため、必要に応じて委員会を組織することができる。

- 2 委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 事務局は、会務の執行を補佐し、会員及び特別会員の中から、会長が指名した者で構成する。

- 2 事務局の長は、前項の会長が指名した者の中から、会長が指名する。
- 3 事務局は、第3条の事業を行うに当たり必要な運営方針について案を作成し、役員会の承認を得なければならない。
- 4 事務局には、役員会との連絡調整担当、総会及びその他必要な議事録の作成をし、保存する書記及び会計担当をそれぞれ若干名置くものとし、それぞれの担当者の氏名を明記した事務分担表を備え置くものとする。
- 5 事務局の長は、その活動状況について、毎年1回役員会に報告しなければならない。

(経費)

第13条 本会の経費は、入会金及び寄付金をもってあてる。

(基金)

第14条 本会に、第2条に定める本会の目的を達成し、有効適切な事業の遂行を確保するため、基金を設ける。

- 2 前項の基金は、次の資金をもってこれにあてる。
 - (1) 本会計余剰金
 - (2) その他の資金

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(事業計画及び収支予算)

第16条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(情報公開)

第 17 条 本会の役員、事業報告、収支報告書及び本会則は、本会の会報及びホームページ等を用いて公開しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

本会則は、昭和 41 年 3 月 10 日から実施する。

昭和 59 年 8 月 12 日から一部改正する。

昭和 61 年 8 月 17 日から一部改正する。

平成元年 8 月 20 日から一部改正する。

平成 13 年 3 月 20 日から一部改正する。

平成 17 年 8 月 21 日から一部改正する。

平成 22 年 8 月 21 日から一部改正する。

この会則は、平成 26 年 3 月 9 日から施行する。

別記様式 (第 10 条関係)

委 任 状

私は、常盤会の役員である〇〇(役員の役職・氏名)を代理人と定め、平成 年 月 日に招集される役員会における一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

(氏名)

印

※本人が自署する場合は押印を必要としない。